


町営住宅入居者募集

ホームページにも
詳細を掲載
しています



団地名	城南団地	所在地	苅田町大字集 2542 番地	
建物種別	募集戸数	世帯区分	月額家賃	その他
長屋 2階建て	1戸(2K)	単身用(*1)	7,100円~	共益費：無し トイレ：汲み取り式 浴槽や給湯器の設置は個人負担 自動車保管場使用承諾：可
中層5階建て	1階1戸(2DK)	単身用(*2)	20,900円~	家賃とは別に共益費：約3,500円/月 エレベーター：有 トイレ：水洗 駐車場使用料：2,000円/月 自動車保管場使用承諾：可
	1階2戸(3DK)	2人以上(*2)	25,300円~	
	5階1戸(2DK)	2人以上	20,400円~	
申込期間	6月3日⑧~11日⑧受付平日9:00~16:00 (12:00~13:00は事前連絡者のみ対応) 申込時に必要なもの/顔写真付きの本人確認書類・入居予定者全員の住民票 ※町外の方は6か月以上町内在職の証明書、外国人は、在留資格・期間記載の住民票			
公開抽選	6月19日⑨ 10:00~役場4階401会議室			
入居申込資格 (全戸共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に3か月以上在住または6か月以上在職の成年者 ・現在の住まいが持ち家や公営住宅でない ・月収158,000円以下(高齢者・障がい者世帯・子育て世帯などは月収214,000円以下) ※月収額=(世帯全員の年間総所得-(申請者以外の人数×38万円)-その他の控除額)÷12か月 ・過去に町営住宅に入居した人は、不正な使用等をしたことがない ・地方税、水道・下水道使用料を滞納していない ・家賃3か月分の敷金と連帯保証人を準備できる ・申込者や同居親族が暴力団員でない <p>入居は 7月中旬から!</p> <ul style="list-style-type: none"> *1:60歳以上、障害者手帳(身体・精神・療育)を持っている(障害等級などによる制限あり)、生活保護受給者など(その他単身入居が可能な要件あり) *2:障害者手帳(身体・精神・療育)を持っている人(障害等級などによる制限あり) 			

●申込・問い合わせ/都市計画課(役場1階) ☎093・434・6521

町民の皆さんと行政をつなぐ地域のリーダー/ 駐在員の皆さんを紹介します

令和8年度の各区の代表者の皆さんです(敬称略)。1年間、よろしくお願いします。

区名	氏名	区名	氏名	区名	氏名	区名	氏名
雨窪	西貴博	浜町	潮下慎介	美波台	林利法	片島	竹田公生
若久二	川上浩二	港	唐崎憲雄	白石	沖寿治	岡崎	溝口末信
若久	松下恭一	馬場	守中清史	白石3	森若雅夫	葛川	坂本裕之
松山	伊藤松久	南原	山本信夫	二崎	崎田博	稲光	加藤辰司
松原	行村啓二	集	大城昭博	緑ヶ丘	嶋田秀雄	稲光上	矢頭高広
西町	菅信也	城南	川上雅人	百合ヶ丘	北浦郁夫	八田山	山本羊三
本町	溝口孝夫	尾倉	西村憲明	新津	梅田俊明	山口	井上卓巳
中町	村田龍彦	近衛ヶ丘	岡部俊夫	今古賀	永田義弘	等覚寺	中野末生
上町	稲田豊憲	桜ヶ丘	野中三千秋	小波瀬	福本晋八郎	谷	山田末治
幸町	山内操	のぞみヶ丘	藤田憲吾	猪熊	中園成人	法正寺	中本孝志
提	柿本純一	与原上	蛭谷信明	木ノ元	野田武壽	黒添	井中卓生
長畑	近藤玲子	与原下	増田忠勝	浄土院	中谷誠	鋤崎	西野英明

苅田町区長連合会役員

役職	部会	氏名	役職	部会	氏名
会長	小波瀬部会	梅田俊明(新津)	評議員	苅田部会	行村啓二(松原)
副会長	苅田部会	松下恭一(若久)	評議員	南原部会	野中三千秋(桜ヶ丘)
副会長	南原部会	大城昭博(集)	評議員	小波瀬部会	竹田公生(片島)
副会長	小波瀬部会	福本晋八郎(小波瀬)	評議員	白川部会	井上卓巳(山口)
副会長	白川部会	坂本裕之(葛川)	会計	苅田部会	川上浩二(若久二)

みんなでつくり、安心・安全なまちづくり

自治会は、みなさんの暮らしをより良くする第一歩です



加入率が伸び悩んでいる自治会への参加を促すため、苅田町区長連合会と町の職員が3月23日~4月3日、役場ロビーで自治会加入の呼びかけを行いました。期間中は、転入者への声かけや自治会活動の展示を実施し、安心・安全に暮らすために欠かせない存在である自治会の役割や大切さを訴えました。自治会は、防犯や防災、環境美化など、地域活動の基盤となる重要な組織です。特に災害が多発する近年では、その役割の重要性が一段と高まっています。

また、地域の交流や助け合いの場としても重要な役割を果たしています。高齢者の見守りやこどもたちの安全確保、祭りやイベントの開催など、多彩な活動を通じて、住みよい地域づくりに欠かせない存在となっています。

●問い合わせ/総務課 ☎093・434・1112

就職や
退職により

健康保険が変わったら

国民健康保険の加入・脱退には手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」は自動的に切り替わりません。必ず14日以内に手続きをしてください。加入の手続きが遅れると、前保険の資格喪失日までさかのぼって国民健康保険に加入することになり、さかのぼった期間の保険税を納めることになります。

【脱退に必要な書類】

- 会社等の資格確認書(家族全員分)(コピー可)
- 国民健康保険の資格確認書(家族全員分)

※国保脱退手続きは、郵送または町ホームページの電子申請でも受け付けています。

【加入に必要な書類】

- 資格喪失証明書(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 年金手帳(60歳未満でお持ちの人)
- 本人確認書類

詳細



●申込・問い合わせ/保険健康課(役場2階) ☎093・434・1848